新型インフルエンザの影響を受けて売上高が減少している中小企業の方へ

国のセーフティーネット保証制度（中小企業信用保険法第2条第4項5号）の認定を受けられるようになりました。詳しくは、お問い合わせください。
【問合せ】産業振興課産業振興係☎（3344）0702へ。

休日納税相談

●特別区民税・都民税を滞納している方は相談を

滞納している方には、督促状や催告書をお送りしています。指定期限までに納めてください。

また、相談をしないまま滞納状態を放置すると、差押えなどの滞納処分を行うことがあります。一括納付が困難な方は相談においでください。相談においでになれない方は、催告書等に記載の電話番号にご連絡ください。

【日時】6月28日(日)午前9時～午後5時
【対象】特別区民税・都民税のお支払いが遅れている方。納付も受け付けます。
【会場・問合せ】税務課納税係（本庁舎6階）☎（5273）4508・4509・4538へ。
※当日は区役所本庁舎夜間通用口（建物裏側地下1階）をご利用ください。車いすをご使用の方は、事前にご連絡ください。

優良企業表彰（新宿活き活き経営賞）にご応募を

経営革新・経営基盤の強化への取り組みなどに優れた実績があり、地域経済や社会の発展に貢献している企業を、東京商工会議所新宿支部と共催で表彰しています。20年度は23社の応募があり、優良企業7社を表彰しました。

受賞企業を中心としたビジネス交流会も実施し、企業のビジネスチャンスの拡大を支援しています。

【部門】▼経営大賞（新宿区長賞・東京商工会議所新宿支部会長賞）…2社、▼経営革新賞・地域貢献賞・優秀賞…各数社
【対象】区内に本社（営業の本拠）があり、1年以上の事業実績がある中小企業
【表彰】22年2月の表彰式で賞状等を贈呈
【申込み】所定の申込書と事業活動説明書、直近3期分の決算書・確定申告書等を、8月14日(金)までに産業振興課産業振興係（〒160・0023西新宿6―8―2、BIZ新宿4階）☎（3344）0701へ郵送（必着）またはお持ちください。申込書は同課に備え付けてあります。

公益保護のための通報制度をご存じですか

区は、法令・条例等の規律に基づいて、適正に事務を行っています。万が一、区の事務が規律に違反して行われたときは、被害を最小限に抑え、早急に是正していくことが区の公益を保護する上で重要です。

区では、法令・条例等に違反し、区の公益を害する事実について、区民の方・区職員・区の事務を請け負う業者の方から、第三者機関である「新宿区公益保護委員」が通報を受け付け、是正していく、「公益保護のための通報制度」を設けています。

【通報先】新宿区公益保護委員（弁護士）
▼瀬戸和宏（〒160・0004四谷1―20、佳作ビル2階、和の森法律事務所）☎（5269）2051
▼光前幸一（〒107・0052港区赤坂8―6―17、赤坂グランドハウス211、光前法律事務所）☎（5412）0828
▼十枝内康仁（〒104・0028中央区八重洲2―11―6、八重洲KNビル7階、十枝内総合法律事務所）☎（3517）5225
【問合せ】総務課総務係（本庁舎3階）☎（5273）3505へ。

国民健康保険料の納入通知書をお送りします

平成21年度分の納入通知書を、6月17日(水)に発送します。6月25日(木)までに届かない方はご連絡ください。

◎1年分の保険料を、6月～22年3月の10期に分けてあります。
◎保険料は「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分（40歳～64歳の方）」の合計です。それぞれ「均等割額」と21年度住民税を基に計算する「所得割額」があります。保険料の計算方法は納入通知書・案内チラシをご覧ください。
◎20年分の収入の申告（所得税・住民税の申告）が遅れた方、課税地が新宿区外の方、税申告をしていない方には、均等割額だけの納入通知になる場合があります。21年度の住民税額が分かり次第、あらためて所得割額を含めた保険料を通知します。税申告をしていない方は、お早めに申告してください。

納付書で納める方

納期限は納期月の末日（金融機関の休業日に当たるときは翌営業日）です。納入通知書に、1年分の一括納付用納付書（6月～22年3月納期分）と、各月納付用納付書（6月～10月納期分）を同封しています。銀行、都内の信用金庫・信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局）、区役所、特別出張所でお支払いください。納付書の左下にバーコードが付いている場合は、区指定のコンビニエンスストアでも納められます。

●口座振替（自動払込）のご利用を

保険料のお支払いに口座振替（自動払込）を利用すると、納め忘れがなく便利です。通知書に同封した「預金口座振替（自動払込）依頼書」に記入・押印の上、医療保険年金課国保収納係へ郵送、または銀行、都内の信用金庫・信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局）へお持ちください。1～2か月後に、口座振替（自動払込）開始月をお知らせします。振替（払込）日は納期月の末日（金融機関の休業日に当たるときは翌営業日）です。

年金からの引き落としの対象となる方

次のすべてを満たす世帯主の方は、原則として年金からの引き落とし（特別徴収）となっています。

▼国民健康保険に加入していて、世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳
▼保険料の引き落としの対象となる年金の受給額が年額18万円以上
▼介護保険料が年金から引き落とされていて、介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない
※前記のすべてに該当していても、次のいずれかに該当する方は、納付書または口座振替（自動振込）でのお支払い（普通徴収）となっています。
▼現在、口座振替（自動払込）で支払っている
▼世帯主の年齢が、22年3月31日現在74歳以上
▼住所地特例対象施設（区外の介護老人福祉施設など）に入所・入居している

【年金からの引き落とし額】4月・6月・8月の引き落とし額は、21年2月と同額です（仮徴収）。今回確定した21年度の年間保険料から4月・6月・8月の保険料を差し引き、残りの額を3等分して10月から引き落とします（本徴収）。
※7月上旬に21年度の特別徴収対象者の判定を行います。
▼判定の結果、年金からの引き落とし（特別徴収）が中止となる世帯には、7月中旬に「国民健康保険料変更決定通知書兼特別徴収中止通知書」をお送りします。
▼新たに年金からの引き落としの対象となる方には、7月中旬に「国民健康保険料変更決定通知書兼特別徴収開始通知書」をお送りします。新たに対象となった方が10月納期分以降の保険料を納付書で支払った場合は、後日還付します。

長寿（後期高齢者）医療制度の保険料納入通知書は、7月中旬にお送りします。

【問合せ】▼保険料の内容…医療保険年金課国保資格係（本庁舎4階）☎（5273）4146、▼保険料の支払い…医療保険年金課国保収納係（本庁舎4階）☎（5273）4158へ。

◆講座・催し等の申し込み◆

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名（ふりがな）
④電話番号
（往復はがきには、返信用にも住所・氏名）

はがき・ファックスの記載例

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料

くらし

経済センサス基礎調査にご協力を

●事業者の方へ

総務省統計局がすべての事業所・企業を対象に実施します。

6月中旬から調査員証を携帯した調査員が伺い、調査票を配布・回収します。統計法により調査内容の秘密は守られます。正確にご記入をお願いします。

【調査基準日】7月1日(水)
【問合せ】地域調整課統計係（本庁舎1階）☎（5273）4096へ。

ミニ就職面接会

寮のある事業所の面接会です。

【日時】6月23日(火)午後1時30分から
【共催・会場・申込み】電話でハローワーク新宿（西新宿1―6―1、新宿エルタワー23階）☎（5325）9593へ。
【問合せ】新宿消費生活センター（第2分庁舎分館2階）☎（5273）3925へ。

庁内のクールビズの取り組みにご理解を

区では省エネルギーを推進するため、夏場の冷房温度を28度に設定し、職員は軽装で執務しています。ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】総務課総務係（本庁舎3階）☎（5273）3505へ。

食品表示フォーラム

【日時】6月26日(金)午後2時～4時
【会場】新宿消費生活センター分館（高田馬場4―10―2）
【対象】区内在住・在勤の方、30名
【内容】消費者・食品事業者・行政（保健所）による意見交換から食品表示を考える
【共催】農林水産省東京農政事務所・区保健所
【申込み】電話で新宿消費生活センター（第2分庁舎分館2階）☎（5273）3834へ。先着順。

リサイクル講座～牛乳パックから小物作り

【日時】7月17日(金)午前10時～12時
【会場】若松地域センター（若松町12―6）
【対象】区内在住・在勤の方、30名
【内容】六角形のペン立てなどを製作
【費用】100円
【持ち物】1リットルの牛乳パック（洗って切り開いたものを7～8枚・切り開かないものを1個）、木工用ボンド、新聞紙2～3枚、濃い色・柄の包装紙（B4サイズ以上）3～4枚、洗濯ばさみ30個、輪ゴムほか
【共催】新宿環境リサイクル活動の会
【申込み】往復はがきに記載例（2面参照）のとおり記入し、7月2日（必着）までに新宿リサイクル活動センター（〒169・0075高田馬場4―10―17）☎（5330）5374（月曜日休館）へ。応募者多数の場合は抽選。